

件名: 在ウクライナ日本国大使館職員の新型コロナウイルス感染(3月19日)

【ポイント】

- 当館職員2名の新型コロナウイルス感染が確認されました。両名とも自宅療養中です。
- 濃厚接触者は5名(邦人1名、当館職員4名)で、そのほかの当館職員、邦人、来館者に濃厚接触者は確認されていません。
- 在ウクライナ日本国大使館での領事業務は引き続き実施しています。邦人保護を含む領事業務等に支障が出ないように、引き続き、職員等に対する必要な感染防止策を講じます。

【本文】

※ウクライナの新型コロナウイルス対策関連情報は、当館HPに掲載しています。

当館 HP : [https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consular.html](https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular.html)

- 1 当館職員の新型コロナウイルス感染が、3月17日と18日に1例ずつ、計2例確認されました。発熱、頭痛、喉の違和感などの症状があり、PCR検査で新型コロナウイルス陽性と判明しました。両名は現在自宅療養中です。
- 2 3月17日に感染が判明した職員の濃厚接触者のうち1名は当館職員(2例目の職員)で、もう1名は邦人の方です(いずれも大使館外での接触と考えられます)。邦人の方には既に当館からご連絡差し上げています。また、2例目の職員の濃厚接触者は当館職員の4名で、いずれも現在健康監視下で在宅勤務中です。そのほかの当館職員、邦人、来館者に濃厚接触者は確認されていません。
- 3 在ウクライナ日本国大使館での領事業務は引き続き実施しています。邦人保護を含む領事業務等に支障が出ないように、引き続き、職員等に対する必要な感染防止策を講じます。また、現在当館は来館者への感染防止のため、以下の対策を講じておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。
  - (1) 当館職員等の手洗い・消毒、マスクの着用、検温等の励行。
  - (2) 来館者に対する検温及び体調確認の実施。
  - (3) 領事待合室等の窓を開放し、外気を取り入れ、換気を励行。
  - (4) 緊急の用件の場合の予約は当然不要ですが、他の来館者との無用な接触を防ぐため、通常の領事業務は可能な限り事前の予約をお願いします。
- 4 在ウクライナ日本国大使館は、ウクライナに滞在中の日本人の方に対してできる限りの支援などを通じ、皆様の安全確保と必要な支援に万全を期してまいります。新型コロナウイルス感染症に

罹患した疑いが生じた方、及び、緊急の用件がある方は、在ウクライナ日本国大使館まで、メールや電話でご連絡・ご相談ください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

**【問い合わせ先】**

在ウクライナ日本国大使館領事部

電話: +38(044)490-5500

FAX: +38(044)490-5502

HP: [https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consular.html](https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>